

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年6月8日開催 日本暗号資産取引業協会]

1. Web3.0に関連した政府の取組み等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（2022年6月7日付閣議決定）」において、「Web3.0の推進に向けた環境整備」が盛り込まれたことを踏まえ、金融庁においては、NFT等の各種トークンの暗号資産該当性に関する判断基準の明確化や、暗号資産に係る会計監査上の課題への対応など、Web3.0の進展のための環境整備に取り組んできた。引き続き、Web3.0の健全な発展に向けて、貴協会と連携を強化していきたい。
- 改正資金決済法が施行され、今後、電子決済手段等のいわゆる「ステーブルコイン」が流通していくことになるが、利用者が安心・安全に利用できるような仕組みとするためには、事業者が適切な事業運営を行う環境の整備が必要。

2. 2022年資金決済法等の改正に係る政府令等の公表について

(1) 2022年資金決済法等の改正に係る政府令等の公表について

- 2023年5月26日、資金決済法等の一部を改正する法律（2022年6月3日成立）において規定を整備した、
 - ① 電子決済手段等への対応
 - ② 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応
 - ③ 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

に係る政府令の公布、ガイドライン等及びパブリックコメント結果の公表を行ったところ。施行日は2023年6月1日。

(2) 2023 年度税制改正（暗号資産関係）について

- 2023 年度税制改正において、自己発行自己保有分の暗号資産について、法人税の期末時価評価課税の対象外とする措置が実施されることとなり、4 月 1 日に制度が施行されたところ。

(3) 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」について

- 一昨年 7 月に設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、
 - ・ 第 8 回会合（2022 年 11 月 14 日開催）において、「D e F i プロジェクトのガバナンス、プロジェクト・プロトコルの健全性・信頼性・安全性」、「資金調達手段としての暗号資産を含むトークンの利用の状況」等について
 - ・ 第 9 回会合（2023 年 4 月 21 日開催）において、暗号資産等に係る海外の規制動向、暗号資産や D e F i に関連する海外の捜査・監督当局による執行事例等を踏まえて、責任主体の捉え方など、伝統的な金融資産とは異なる課題について
 - ・ 第 10 回会合（2023 年 5 月 29 日開催）において、「デジタル資産の私法上の取扱い」、「分散型金融におけるオンチェーン・オフチェーン分析」について
 - ・ 第 11 回会合（2023 年 6 月 6 日開催）において、国内・海外におけるセキュリティ・トークン市場の現状や今後の発展の方向性・課題について議論が行われたところ。

3. 犯収法改正に係る政府令等の公表（2022年資金決済法等改正・FATF勧告対応法関係）について

○ 2023年5月26日、資金決済法等の一部を改正する法律（2022年6月3日成立）及びFATF勧告対応法（2022年12月2日成立）において、犯収法改正により規定を整備した

- ① 電子決済手段等取引業者等の犯収法上の特定事業者への追加、
- ② 暗号資産及び電子決済手段の移転に係る通知義務（トラベルルール）の新設等

に関する政府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表を行ったところ。施行日は2023年6月1日。

4. マネロン等リスク管理態勢の整備について

○ マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請し、2021年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り1年を切っている。

○ 2024年3月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。

○ 例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。

○ また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関が多く確認されている。

○ このようなケースでは、金融機関の経営管理態勢にも課題がある可能性があるため、経営陣におかれては、自らの不備項目を再度確認の上、早急に対

応を指示いただきたい。

- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

5. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところ。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改正に繋がっている例もある。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報が入力が求められているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たな NISA 制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。

- 金融行政モニター制度の意義としては、①金融機関の皆様から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下会員及びその職員に周知願いたい。
- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

6. 金融庁広報誌「アクセス FSA 2023 年 5 月号」の発行

- 金融庁広報誌「アクセス FSA 2023 年 5 月号」を発行。

(注) 今月号の内容は以下のとおり。

- 「企業会計審議会総会」の開催 ～ 鈴木大臣への意見書の手交 ～
- 「FIN/SUM 2023」 ～国内最大級の FinTech カンファレンス～
- 金融活動作業部会（FATF）暗号資産コンタクト・グループ会合の東京開催
- バングラディッシュ証券取引委員会と金融庁の金融技術協力に関する覚書の締結
- 「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書
- 「地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組み（後編）
～AI 技術を活用した経営改善支援の効率化～
- ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について
- 証券取引等監視委員会「中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）」～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～
- 「グローバル・マネーウィーク 2023 金融庁特別企画 ～みんなで考えよう！これからの金融教育～」の開催

- 以下の URL または QR コードからご覧いただけるので、各社の職員の方々にも、本誌をご紹介いただきたい。

金融庁ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/access/index.html>

QRコード：



(以 上)